

みどりの里ヘルパーステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人 社団大徳会（以下「事業者」という。）が開設するみどりの里ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 訪問介護の事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（みどりの里理念）

第3条 みどりの里理念

「一隅を照らす」私たちは、人々に灯火と明りと輝きをもたらします。

基本方針

- 1 利用者様の人権を尊重し、地域の皆様に安心して信頼される施設を目指します
- 2 日々の研修・研鑽に励み、知識と技術の習得に努め質の高い看護、介護サービスを提供します。
- 3 地域福祉の拠点となり、行政機関や各医療機関・事業所と連携し、地域の皆様の健康と豊かな生活の増進に貢献します。
- 4 いつも笑顔で挨拶、思いやりの心を大切にし、付加価値の高いサービスを目指します。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 みどりの里ヘルパーステーション
- 2 所在地 熊本県阿蘇郡小国町宮原425番地5

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（サービス提供責任者兼務）常勤兼務
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らの指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- 2 サービス提供責任者 2名（管理者兼務）常勤兼務
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- 3 訪問介護員等 常勤換算値で2.5人以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く
- 2 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(訪問介護の内容及び利用料)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。また一定所得以上の方は2割または3割となる場合があります。

指定訪問介護

(1)訪問介護計画の作成

(2)身体介護に関する内容

- ①排泄・食事介助
- ②清拭・入浴・身体整容
- ③体位変換
- ④移動・移乗介助・外出介助
- ⑤その他の必要な身体介護

(3)生活援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他の必要な家事

- 2 費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書の署名（記名押印）を受けることとする。
- 3 1項のうち法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、小国町、南小国町、日田市、阿蘇市の区域とする。

(苦情処理)

第10条 指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 当該訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 ステーションは、指定訪問介護の提供中に、訪問介護員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(提供拒否の禁止)

第13条 事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではない。

(身体拘束)

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以

下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第17条 訪問介護事業所は、質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年5回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 指定居宅介護支援事業所またはその従業者に対し、利用者に対しての特定の事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

5 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団大徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成21年5月1日から実施する。

平成21年8月1日一部改正（阿蘇市追加）

平成27年5月1日一部改正（所在地及び記録の保存期間）

平成27年8月1日一部改正（法定代理受領の額）

令和3年2月1日一部改正（事業の内容等）

令和5年10月1日一部改正（虐待防止に関する事項）

令和6年10月1日一部改正（第14条 第15条 第16条追加）